

(様式 1—1 別紙 1)

### 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 宮城県移住支援事業に関する報告及び立入調査について宮城県及び亶理町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第 5 の 1 (2) 及び亶理町移住支援金支給要綱第 8 条第 1 項の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 : 全額
  - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に宮城県外に転出した場合 : 全額
  - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 : 全額
  - (4) 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合 : 全額
  - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に宮城県外に転出した場合 : 半額
- 3 移住支援金の申請日から 5 年以内に亶理町以外の市町村に転出する場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき亶理町に住所変更の届出を提出します。この住所変更の届出は、申請日から 5 年以内に他の市町村に移動する都度、亶理町に提出します。